

『看護学テキスト NiCE 精神看護学Ⅱ 改訂第2版 (第6刷)』

最新情報に基づく補足

本書の一部内容につきまして、最新情報に基づき補足をいたします。

2020年8月 株式会社 南江堂

■ 271頁 「A. 障害者総合支援法とは」の本文を以下に差し替えます。(下線部を追加・変更)

第Ⅳ章で学んだように、国は2006年の障害者自立支援法、2014年の改正精神保健福祉法の施行により、政策的な精神科病床数削減と入院患者の地域移行をさらに推進する方策を展開している。

「障害者等の地域生活の支援、地域社会における共生の実現」という理念が国民に浸透し、「障害者総合支援法」は「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」として2013年にその一部が施行され、2014年4月に全面施行となった。その後、2018年4月の改正により、障害者自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実などが加えられた。

● 基本理念

障害者総合支援法の基本理念は、障害者の日常生活および社会生活の支援を総合的かつ計画的に行うこととされ、その実現のために、① 基本的人権を有する個人として尊重されること、② 人格と個性を尊重し合う共生社会の実現、③ 身近な場所で必要な日常生活または社会生活を営むための支援を受けられること、④ 社会参加の機会が確保されること、⑤ どこで誰と生活するのかの選択の機会が確保されること、⑥ 障壁となる社会の事物、制度、慣行、観念などの除去という6つがあげられている。つまり、この法律によって、精神障害者が退院して自宅にひきこもりとなってしまいうのではなく、職場復帰や学業への復帰などの社会参加がされるような支援を精神障害者に対するサービスの一環として提供すること、地域社会で隣人として暮らすことができるように、家族と暮らすことが可能となるように、あるいは単身アパート生活が可能となるように、精神障害をもつ人も社会的な統合ができるようになることを目指している。

■ 271頁 「B. 障害者総合支援法に基づくサービス」8～10行目を以下に差し替えます。(下線部を追加・変更)

障害者総合支援法に基づくサービスには、自立支援医療(精神通院医療)と、障害福祉サービスに位置づけられる介護給付、訓練等給付、相談支援事業といった自立支援給付、地域生活支援事業がある。これらの概要を理解しておく必要がある。

■ 273～275頁 「3●訓練等給付」に関する補足

・「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」(2018年4月施行)により、訓練等給付には「就労定着支援」および「自立生活援助」が新設されました。